

○犯罪被害者等給付委員会の設置及び運営に関する訓令

(昭和 56 年 1 月 1 日)
〔本部訓令第 2 号〕

[沿革] 平成 11 年 7 月本部訓令第 13 号

平成 14 年 2 月本部訓令第 2 号

平成 27 年 3 月本部訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、山梨県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が裁定審議する犯罪被害者等給付金裁定に関し、その適正を図るため犯罪被害者等給付金の裁定に関する委員会を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 警察本部に犯罪被害者等給付委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(任務)

第 3 条 委員会は、公安委員会の行う犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定案につき審議し、その適正につき意見を述べるものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、警務部長とする。

3 委員は、総務室会計課長、警務部警務課長、警務部監察課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、警備部警備第一課長及び委員長が必要に応じ指名する者とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 委員長は、必要により委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

4 委員長に事故あるときは、警務部警務課長が会議を招集し、会議を主宰する。

(報告)

第 6 条 委員長は、会議の結果を警察本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 7 月 28 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月 26 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成14年2月26日から施行する。

附 則(平成27年3月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。